

## 一般廃棄物再生利用業の変更届について(代表的なもの※1)

一般廃棄物再生利用業申請事項等変更届出書に変更内容を明記し、変更から10日以内に下記の書類を添付して提出してください(正副各1部)。

ただし、履歴事項全部証明書の提出を伴う変更の場合は、変更から30日以内の提出で構いません。

必要な添付書類	変更内容					
	名称又は所在地	代表者	役員	政令市使用人	従業員	車両
変更届出書(規則様式第4号)	○	○	○	○	○	○
新旧一覧表	-	○	○	○	○	○
法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)(※2)	○	○	○	-	-	-
住民票の写し(※2) (本籍地記載のもので、マイナンバーの記載がないもの)	-	新任役員の場合には必要	新任は必要	新任は必要	-	-
登記されていないことの証明書(※2)	-	新任役員の場合には必要	新任は必要	新任は必要	-	-
収集運搬車の自動車検査記録事項の写し又は電子車検証を専用読取アプリにて読み込んだ車検証情報を出力したもの (従来の自動車検査証の場合はその写し) (借用の場合は、併せて契約書の写し等)	-	-	-	-	-	新規車両は必要
車両の写真 (前面と横面のカラー各1枚を一部としたもの)	-	-	-	-	-	新規車両は必要
誓約書(要綱別添3)	○	○	○	○	-	-
現在の許可証	○	○	-	-	-	-

※1 上記以外の変更の場合は、事前に資源循環推進課へ相談の上、当該変更に係る添付書類(変更前及び変更後)を添付すること

※2 発行から3か月以内のもの。